

一般社団法人地域共生ライフアップ 事務局規程

第1条 事務局

当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

事務局には会計及び職員が在籍し、代表理事がこれを任免する。

第2条 役員

・当法人に、次の役員を置く

(1)代表理事 1名

(2)理事 3名以上

(3)監事 1名

・監事は、法人の出納事務を処理しそれらに関する帳簿及び書類を管理する。

・職員は、法人の議事を記録し、発生書類を管理する。

・役職員が定款に違反した場合、又は当法人の名誉を傷つける行為をした場合は、社員総会の議決により解任することができる。

・役職員の選定は推薦及び、立候補した者に対し協議にて決定する。

第3条 役員会

役員会は、役職員をもって構成する。ただし、議案内容により、オブザーバー参加を認める。総会で議決した事項の執行に関する事項及びその他の総会の議決を要しない会務の執行に関し議決する。役員会の決議に当たっては、当該決議について、特別の利害関係を有する役員を除いた上で行う。

役員会の開催条件については、役員 $\frac{1}{2}$ 以上の出席、決議は $\frac{1}{2}$ 以上の賛成でこれを決し、議事録を作成することとする。

附則 この規程は令和7年9月1日より実施する。